

津市監第113号  
平成30年8月20日

津市長 前葉泰幸様

津市監査委員 大西直彦  
津市監査委員 駒田修一  
津市監査委員 安藤友昭  
津市監査委員 小林貴虎

平成29年度津市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された平成29年度津市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について、別添のとおり提出します。



平成 29 年度

津市健全化判断比率及び資金不足比率  
審 査 意 見 書

津 市 監 査 委 員



## 目 次

### 《健全化判断比率・資金不足比率の概要》

第 1 健全化判断比率の概要 .....	1
----------------------	---

第 2 資金不足比率の概要 .....	4
---------------------	---

### 《平成 29 年度津市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見》

第 1 審査の対象 .....	6
-----------------	---

第 2 審査の期間 .....	6
-----------------	---

第 3 審査の方法 .....	7
-----------------	---

第 4 審査の結果 .....	7
-----------------	---

1 健全化判断比率 .....	8
-----------------	---

(1) 実質赤字比率 .....	8
------------------	---

(2) 連結実質赤字比率 .....	10
--------------------	----

(3) 実質公債費比率 .....	13
-------------------	----

(4) 将来負担比率 .....	15
------------------	----

2 資金不足比率 .....	17
----------------	----

(1) 津市水道事業会計に係る資金不足比率 .....	17
-----------------------------	----

(2) 津市工業用水道事業会計に係る資金不足比率 .....	19
--------------------------------	----

(3) 津市下水道事業会計に係る資金不足比率 .....	20
------------------------------	----

(4) 津市駐車場事業会計に係る資金不足比率 .....	22
------------------------------	----

(5) 津市農業共済事業会計に係る資金不足比率 .....	23
-------------------------------	----

(6) 津市モーター ボート競走事業会計に係る資金不足比率 .....	24
-------------------------------------	----

(7) 津市営浄化槽事業特別会計に係る資金不足比率 .....	25
---------------------------------	----

(8) 津市農業集落排水事業特別会計に係る資金不足比率 .....	26
-----------------------------------	----

## 凡　　例

- 1 文中及び表中に用いる健全化判断比率及び資金不足比率の算定に係る数値は、算定要領上の端数処理により表示しているため、平成 29 年度津市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書及び平成 29 年度津市公営企業会計決算審査意見書に表示した数値と一致しない場合がある。
- 2 表中の符号の用法は、次のとおりである。  
「-」・・・該当比率がないもの  
「△」・・・負数のもの  
「P」・・・パーセンテージ間の差引数値

# 健全化判断比率・資金不足比率の概要

## 第1 健全化判断比率の概要

### 1 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}}$$

「一般会計等の実質赤字額」は、一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額である。

「実質赤字額」は、繰上充用額（形式赤字額+（制度上の繰越額－未収入特定財源の額））、支払繰延額及び事業繰越額の合計額である。

### 2 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}}$$

「連結実質赤字額」は、次のイとロの合計額が、ハとニの合計額を超える場合において、その超える額である。

イ 一般会計及び公営企業（法適用企業・法非適用企業をいう。以下同じ。）

以外の特別会計における実質赤字額の合計額

ロ 公営企業の特別会計（宅地造成事業以外のもの）における資金の不足額の合計額

※ 法適用企業の「資金の不足額」は、流動負債の額（流動負債に計上されている建設改良費等に係る地方債や他会計借入金の額を除く。）と、建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額が、流動資産から繰越財源を除いた額を超える場合は、その超える額から解消可能資金不足額を控除した額

※ 法非適用企業の「資金の不足額」は、歳出額と、建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額が、歳入額（繰越財源の額を除く。）を超える場合は、その超える額から解消可能資金不足額を控除した額

※ 「解消可能資金不足額」は、事業の性質上、事業開始後一定期間、構造的に資金の不足額が生じる場合に、資金の不足額から控除する一定の額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計における実質黒字額の合計額

※ 「実質黒字額」は、歳入額（繰越財源の額を除く。）が、歳出額を超

える場合は、その超える額

ニ 公営企業の特別会計（宅地造成事業以外のもの）における資金の剩余额の合計額

※ 法適用企業の「資金の剩余额」は、流動資産の額から繰越財源を除いた額が、流動負債の額（流動負債に計上されている建設改良費等に係る地方債や他会計借入金を除く。）と、建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額を超える場合は、その超える額

※ 法非適用企業の「資金の剩余额」は、歳入額（繰越財源の額を除く。）が、歳出額と、建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額を超える場合は、その超える額

3 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{( \text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} ) - ( \text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} )}{(3 \text{か年平均}) = \text{標準財政規模の額} - ( \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} )}$$

「準元利償還金」は、次のイからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還した場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 一部事務組合等への負担金等のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

「基準財政需要額算入額」は、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（将来負担比率について同じ。）

#### 4 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金の額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模の額} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

「将来負担額」は、次のイからヌまでの合計額

- イ 一般会計等の平成 29 年度末における地方債の現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ハ 一般会計等以外の特別会計の地方債の償還に充てるための一般会計等の負担見込額
- ニ 一部事務組合等の地方債の償還に充てるための負担見込額
- ホ 退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額等のうち当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- リ 連結実質赤字額
- ヌ 一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

「充当可能基金の額」は、イからチまでの負担見込額等に充当可能な基金の額

「特定財源見込額」は、イからニまでの負担見込額等に充当可能な特定歳入見込額

#### 5 参考

##### (1) 早期健全化基準

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号。以下「財政健全化法施行令」という。）第 7 条で定める財政の早期健全化（財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ることをいう。）を図るべき基準で、平

成29年度の決算に係る健全化判断比率のいずれかが、健全化判断比率ごとに定められた早期健全化基準以上である場合（財政再生基準以上である場合を除く。）は、財政健全化計画を定めなければならない。

## （2）財政再生基準

財政健全化法施行令第8条で定める財政の再生（財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図ることをいう。）を図るべき基準で、平成29年度の決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率（以下「再生判断比率」という。）のいずれかが、再生判断比率ごとに定められた財政再生基準以上である場合は、財政再生計画を定めなければならない。

## 第2 資金不足比率の概要

### 1 資金不足比率

資金不足比率 =	資金の不足額	事業の規模の額
----------	--------	---------

「資金の不足額」（公営企業の特別会計（宅地造成事業以外のもの））は、公営企業ごとに次のとおり算定した額

※ 法適用企業の「資金の不足額」は、流動負債（流動負債に計上されている建設改良費等に係る地方債や他会計借入金の額を除く。）の額と、建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額が、流動資産から繰越財源を除いた額を超える場合は、その超える額から解消可能資金不足額を控除した額

※ 法非適用企業の「資金の不足額」は、歳出額と、建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額が、歳入額（繰越財源の額を除く。）を超える場合は、その超える額から解消可能資金不足額を控除した額  
「事業の規模の額」は、公営企業ごとに次のとおり算定した額

※ 法適用企業の「事業の規模の額」は、営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額

※ 法非適用企業の「事業の規模の額」は、営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の額を控除した額

## 2 参 考

経営健全化基準は、財政健全化法施行令第 19 条で定める公営企業の経営の健全化を図るべき基準で、平成 29 年度の決算に係る資金不足比率が、経営健全化基準以上である場合は、経営健全化計画を定めなければならない。

# 平成 29 年度津市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

## 第 1 審査の対象

審査の対象は、次の平成 29 年度津市健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの比率の算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）である。

### 1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

### 2 資金不足比率

- (1) 津市水道事業会計に係る資金不足比率
- (2) 津市工業用水道事業会計に係る資金不足比率
- (3) 津市下水道事業会計に係る資金不足比率
- (4) 津市駐車場事業会計に係る資金不足比率
- (5) 津市農業共済事業会計に係る資金不足比率
- (6) 津市モーターボート競走事業会計に係る資金不足比率
- (7) 津市営浄化槽事業特別会計に係る資金不足比率
- (8) 津市農業集落排水事業特別会計に係る資金不足比率

## 第 2 審査の期間

### 1 健全化判断比率

健全化判断比率の審査の期間は、平成 30 年 8 月 8 日から同月 15 日までである。

### 2 資金不足比率

資金不足比率の審査の期間は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）を適用する公営企業（以下「法適用企業」という。）の特別会計に係る資金不足比率については、平成 30 年 7 月 5 日から同年 8 月 15 日まで、同法を適用しない公営企業（以下「法非適用企業」という。）の特別会計に係る資金不足比率については、同年 7 月 23 日から同年 8 月 15 日までである。

### 第3 審査の方法

審査の方法は、健全化判断比率及び資金不足比率について、主に次の諸点に着眼し、算定基礎書類の数値の根拠となる資料により照合審査とともに、関係職員の説明を求め、平成29年度津市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び平成29年度津市公営企業会計決算の審査の結果も参考とした。

- 1 健全化判断比率及び資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）に基づき適正に算定されているか。
- 2 算定基礎書類に記載された数値は、正確に算定されているか。
- 3 算定過程における判断は、客観的妥当性を有するものであるか。

### 第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定基礎書類の審査の結果は、次に記載したとおりである。

## 1 健全化判断比率

### (1) 実質赤字比率

#### ア 審査の結果

実質赤字比率（表1参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表1 実質赤字比率

（単位：%）

決 算 年 度	実質赤字比率	早期健全化基準 (注1)	財政再生基準 (注2)
平成 29 年度	—		
参 考	平成 28 年度	—	11.25
	増 減	—	20.00

(注1)財政健全化法施行令第7条第1号ハに定めるところにより算定した数値

(注2)財政健全化法施行令第8条第1号ハに定める数値

#### イ 審査の概要

実質赤字比率は、一般会計等（津市一般会計、津市共同汚水処理施設事業特別会計、津市土地区画整理事業特別会計及び津市住宅新築資金等貸付事業特別会計をいう。以下同じ。）の実質赤字額（繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額の合算額）を、標準財政規模の額（臨時財政対策債発行可能額を含む。以下同じ。）で除して得た数値となる。

審査に付された実質赤字比率は、実質赤字額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、これらの算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

まず、繰上充用額について見ると、一般会計等相互間の繰入れ・繰出しによる重複額を控除した純計による歳入の合計額は1,123億8,519万6千円、歳出の合計額は1,118億1,599万7千円で、形式収支額は5億6,919万9千円となる。

そして、形式収支額から平成30年度へ繰り越すべき財源（以下「繰越財源」という。）4億4,864万円（繰越明許費繰越額34億6,821万8千円から未収入特定財源（国・県支出金、地方債等）の合計額30億1,957万8千円を差し引いた額）を控除した

額は1億2,055万9千円となり、繰上充用額は生じていない。

次に、支払繰延額及び事業繰越額について見ると、支払繰延額及び事業繰越額はともになく、1億2,055万9千円の黒字となり、実質赤字額は生じていない。

なお、実質収支額の状況を示すと表2のとおりとなる。

表2 実質収支額の状況 (単位:千円・%)

区分	分	金額等
一般会計等の歳入合計額(A)	(A)	112,385,196
一般会計等の歳出合計額(B)	(B)	111,815,997
形式収支額(C)	(A) - (B)	569,199
繰越財源の額(D)	(E) + (F) - (G)	448,640
継続費過次繰越額(E)	(E)	0
繰越明許費繰越額(F)	(F)	3,468,218
未収入特定財源の額(G)	(G)	3,019,578
形式収支額 - 繰越財源の額(H)	(C) - (D)	120,559
支払繰延額・事業繰越額(I)	(I)	0
実質収支額(J)	(H) - (I)	120,559
内訳	津市一般会計	450,668
	津市共同汚水処理施設事業特別会計	△32,319
	津市土地区画整理事業特別会計	△354,787
	津市住宅新築資金等貸付事業特別会計	56,997
標準財政規模の額(K)	(K)	66,985,751
うち臨時財政対策債発行可能額	(K)	4,042,855
実質収支額の標準財政規模の額に対する比率	(J) ÷ (K)	0.17

## (2) 連結実質赤字比率

### ア 審査の結果

連結実質赤字比率（表1参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表1 連結実質赤字比率 (単位：%)

決 算 年 度	連結実質赤字比率	早期健全化基準 (注1)	財政再生基準 (注2)
平成29年度	—		
参考 平成28年度	—	16.25	30.00
増 減	—		

(注1)財政健全化法施行令第7条第2号ハに定めるところにより算定した数値

(注2)財政健全化法施行令第8条第2号ハに定める数値

### イ 審査の概要

連結実質赤字比率は、一般会計等及び一般会計等以外の特別会計のうち公営企業以外の特別会計（津市棕本財産区特別会計を除く。以下同じ。）における実質赤字額と公営企業の特別会計における資金の不足額の合計額が、これらの会計の実質黒字額と資金の剩余额の合計額を超える場合、その超える額（これを「連結実質赤字額」という。）を、標準財政規模の額で除して得た数値となる。

審査に付された連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、これらの算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

まず、一般会計等については、実質赤字比率で見たように、実質收支は1億2,055万9千円の黒字となり、実質赤字額は生じていない。

次に、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業以外の特別会計について見ると、国民健康保険事業特別会計等の3特別会計（表2参照）が対象となるが、これらの特別会計の歳入の合計額は671億3,054万円、歳出の合計額は656億4,407万円で、

形式収支額は 14 億 8,647 万円となる。

そして、繰越財源の額、支払繰延額及び事業繰越額はなく、実質収支は 14 億 8,647 万円の黒字となり、実質赤字額は生じていない。

次に、公営企業の特別会計について見ると、まず、法適用企業の特別会計は、津市水道事業会計等の 6 特別会計（表 2 参照）が対象となるが、これらの特別会計の、流動資産相当額の合計額は 111 億 1,662 万 9 千円で、一方、流動負債相当額の合計額は 39 億 1,151 万 7 千円で、これに合算すべき建設改良費等以外の経費に充てるための地方債の現在高はないことから、72 億 511 万 2 千円の剩余额が生じることになる。

さらに、法非適用企業の特別会計は、津市営浄化槽事業特別会計及び津市農業集落排水事業特別会計が対象となるが、これらの特別会計の歳入相当額の合計額は 8 億 7,911 万円で、一方、歳出の合計額は 8 億 7,910 万 8 千円で、これに合算すべき建設改良費等以外の経費に充てるための地方債の現在高はないことから、2 千円の剩余额が生じることになる。

したがって、公営企業の特別会計の実質収支は 72 億 511 万 4 千円の剩余额が生じることになり、資金の不足額は生じていない。

以上のとおり、これらの会計を連結した実質収支は 88 億 1,214 万 3 千円の黒字となり、連結実質赤字額は生じていない。

なお、連結実質収支額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 連結実質収支額の状況

(単位 : 千円・%)

区 分		金額等
(注)一般会計等	津市一般会計	112,591
	津市共同汚水処理施設事業特別会計	1
	津市土地区画整理事業特別会計	0
	津市住宅新築資金等貸付事業特別会計	7,967
	合 計	120,559
の公営企業以外	津市国民健康保険事業特別会計	825,799
	津市介護保険事業特別会計	535,433
	津市後期高齢者医療事業特別会計	125,238
	合 計	1,486,470
公営企業の特別会計	津市水道事業会計	5,290,846
	津市工業用水道事業会計	159,188
	津市下水道事業会計	113,368
	津市駐車場事業会計	106,862
	津市農業共済事業会計	0
	津市モーターボート競走事業会計	1,534,848
	小 計	7,205,112
	津市営浄化槽事業特別会計	1
	津市農業集落排水事業特別会計	1
	小 計	2
合 計		7,205,114
連結実質収支額 (A)		8,812,143
標準財政規模の額 (B)		66,985,751
うち臨時財政対策債発行可能額		4,042,855
連結実質収支額の標準財政規模の額に対する比率 (A) ÷ (B)		13.15

(注)純計ではない。

### (3) 実質公債費比率

#### ア 審査の結果

実質公債費比率（表1参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

なお、実質公債費比率は、早期健全化基準未満である。

表1 実質公債費比率 (単位: %・P)

決 算 年 度	実 質 公 債 費 比 率	早期健全化基準 (注1)	財 政 再 生 基 準 (注2)
平 成 29 年 度	5.0		
参 平成 28 年度	7.2	25.0	35.0
考 増 減	△2.2		

(注1)財政健全化法施行令第7条第3号に定める数値

(注2)財政健全化法施行令第8条第3号に定める数値

#### イ 審査の概要

実質公債費比率は、地方債の元利償還金のほか、元利償還金に準ずるもの（以下「準元利償還金」という。）を含めた実質的な公債費相当額から充当可能特定財源の額及び地方債の元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（以下「基準財政需要額算入額」という。将来負担比率について同じ。）を控除した額を、標準財政規模の額から基準財政需要額算入額を控除した額で除して得た数値の3か年の平均値となる。

実質公債費比率は、平成28年度と比較すると、2.2ポイント低下している。その主な要因は、元利償還金の額が増加したものの、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金が減少したこと、また、合併特例事業債や臨時財政対策債の償還額が増加したことに伴い基準財政需要額算入額が増加したことなどにより、平成29年度においては、実質公債費比率の算定上の分子となる額が前年度比較で3億5,252万5千円減少し、平成29年度の実質公債費比率が低下することにより、3か年の平均値も低下したためである。

なお、実質公債費比率の算定状況を示すと表2のとおりとな

る。

表2 実質公債費比率の算定状況 (単位:千円・%)

年 度 区 分	平成29年度	平成28年度	平成27年度
公債費相当額 (A) (B) + (C)	15,014,332	14,940,505	15,367,203
地方債の元利償還金(繰上償還等を除く)(B)	10,069,958	9,804,308	9,591,876
準元利償還金(C)	4,944,374	5,136,197	5,775,327
充当可能特定財源の額(D)	2,067,911	2,088,871	2,114,651
基準財政需要額算入額(E)	10,583,078	10,135,766	9,718,583
公債費相当額 - (充当可能特定財源の額 + 基準財政需要額算入額)(F) (A) - {(D) + (E)}	2,363,343	2,715,868	3,533,969
標準財政規模の額(G) うち臨時財政対策債発行可能額	66,985,751 4,042,855	66,753,358 3,931,158	67,207,329 4,686,079
標準財政規模の額 - 基準財政需要額算入額(H) (G) - (E)	56,402,673	56,617,592	57,488,746
実質公債費比率(单年度) (F) ÷ (H)	4.2	4.8	6.1
実質公債費比率(3か年平均)		5.0	

#### (4) 将来負担比率

##### ア 審査の結果

将来負担比率（表1参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

なお、将来負担比率は、早期健全化基準未満である。

表1 将来負担比率 (単位: %・P)

決 算 年 度	将 来 負 担 比 率	早期健全化基準 (注)
平成 29 年度	45.5	
参 考 平成 28 年度	42.0	350.0
考 増 減	3.5	

(注)財政健全化法施行令第7条第4号ロに定める数値

##### イ 審査の概要

将来負担比率は、本市の債務のほか、津市土地開発公社の負債額等を対象に、本市の一般会計等における将来負担を明らかにしようとするもので、その算定方法は、将来負担額から充当可能財源等の額を控除した額を、標準財政規模の額から基準財政需要額算入額を控除した額で除して得た数値となる。

将来負担比率は、平成28年度と比較すると、3.5ポイント上昇している。その要因は、公営企業債等繰入見込額の減少などにより将来負担額が20億6,178万6千円減少したものの、充当可能基金の額の減少などから充当可能財源等の額も39億7,046万円減少したことにより、将来負担比率の算定上の分子となる額が19億867万4千円増加したことなどによるものである。

なお、将来負担比率の算定状況を示すと表2のとおりとなる。

表 2 将来負担比率の算定状況 (単位:千円・%)

区分	金額等
将来負担額	地方債の現在高 110,149,028
	債務負担行為に基づく支出予定額 1,894,152
	公営企業債等繰入見込額 63,259,825
	一部事務組合等負担見込額 94,833
	退職手当負担見込額 21,501,389
	設立法人の負債額等負担見込額 705,001
	連結実質赤字額 0
	一部事務組合等連結実質赤字額負担見込額 0
	小計(A) 197,604,228
の充當可能財源等	充当可能基金の額 21,035,299
	特定財源見込額 24,542,799
	基準財政需要額算入見込額 126,319,136
	小計(B) 171,897,234
将来負担額 - 充當可能財源等の額(C)	(A) - (B) 25,706,994
標準財政規模の額(D)	66,985,751
うち臨時財政対策債発行可能額	4,042,855
基準財政需要額算入額(E)	10,583,078
標準財政規模の額 - 基準財政需要額算入額(F)	(D) - (E) 56,402,673
将来負担比率	(C) ÷ (F) 45.5

## 2 資金不足比率

### (1) 津市水道事業会計に係る資金不足比率

#### ア 審査の結果

資金不足比率(表1参照)及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表1 資金不足比率 (単位: %)

決 算 年 度	資 金 不 足 比 率	経 営 健 全 化 基 準 (注)
平 成 29 年 度	—	
参 考 平 成 28 年 度	—	20.0
増 減	—	

(注)財政健全化法施行令第19条に定める数値。以下同じ。

#### イ 審査の概要

資金不足比率は、資金の不足額を、事業の規模の額で除して得た数値となる(以下各会計に係る資金不足比率について同じ。)。

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

平成29年度津市水道事業会計決算における流動資産相当額は63億7,702万3千円で、一方、流動負債相当額は10億8,617万7千円で、これに合算すべき建設改良費等以外の経費に充てるための地方債(以下「算入地方債」という。)の現在高はないことから、52億9,084万6千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表2のとおりとなる。

表 2 資金の剩余额の状況 (単位:千円・%)

区 分	金額等
流動資産相当額 (A) (B) - (C)	6,377,023
流動資産の額 (B)	6,377,023
控除すべき繰越財源の額 (C)	0
流動負債相当額 (D) (E) - (F)	1,086,177
流動負債の額 (E)	2,226,371
控除すべき未払金等の額 (F)	1,140,194
算入地方債の現在高 (G)	0
資金の剩余额 (H) (A) - (D) - (G)	5,290,846
事業の規模の額 (I)	5,722,754
資金の剩余额の事業の規模の額に対する比率 (以下各会計に係る資金不足比率について「資金の剩余额」という。) (H) ÷ (I)	92.45.

## (2) 津市工業用水道事業会計に係る資金不足比率

### ア 審査の結果

資金不足比率(表1参照)及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表1 資金不足比率

(単位：%)

決 算 年 度	資 金 不 足 比 率	経 営 健 全 化 基 準
平 成 2 9 年 度	—	20.0
参 考 平 成 2 8 年 度	—	
考 増 減	—	

### イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

平成29年度津市工業用水道事業会計決算における流動資産相当額は1億6,571万4千円で、一方、流動負債相当額は652万6千円で、算入地方債の現在高はないことから、1億5,918万8千円の剩余额が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剩余额の状況を示すと表2のとおりとなる。

表2 資金の剩余额の状況

(単位：千円・%)

区 分	金額等
流動資産相当額(A) (B) - (C)	165,714
流動資産の額(B)	165,714
控除すべき繰越財源の額(C)	0
流動負債相当額(D) (E) - (F)	6,526
流動負債の額(E)	6,526
控除すべき未払金等の額(F)	0
算入地方債の現在高(G)	0
資金の剩余额(H) (A) - (D) - (G)	159,188
事業の規模の額(I)	22,389
資金の剩余额率 (H) ÷ (I)	711.01

### (3) 津市下水道事業会計に係る資金不足比率

#### ア 審査の結果

資金不足比率(表1参照)及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表1 資金不足比率 (単位: %)

決 算 年 度	資 金 不 足 比 率	經 営 健 全 化 基 準
平 成 29 年 度	—	
参 考 平 成 28 年 度	—	20.0
増 減	—	

#### イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

平成29年度津市下水道事業会計決算における流動資産相当額は21億770万3千円で、一方、流動負債相当額は19億9,433万5千円で、算入地方債の現在高はないことから、1億1,336万8千円の剩余额が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剩余额の状況を示すと表2のとおりとなる。

表2 資金の剩余额の状況 (単位:千円・%)

区分	分	金額等
流动資産相当額 (A)	(B) - (C)	2,107,703
流动資産の額 (B)		2,167,113
控除すべき繰越財源の額 (C)		59,410
流动負債相当額 (D)	(E) - (F)	1,994,335
流动負債の額 (E)		7,152,076
控除すべき未払金等の額 (F)		5,157,741
算入地方債の現在高 (G)		0
資金の剩余额 (H)	(A) - (D) - (G)	113,368
事業の規模の額 (I)		2,135,820
資金の剩余额率	(H) ÷ (I)	5.31

#### (4) 津市駐車場事業会計に係る資金不足比率

##### ア 審査の結果

資金不足比率（表1参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表1 資金不足比率

（単位：%）

決 算 年 度	資 金 不 足 比 率	経 営 健 全 化 基 準
平 成 29 年 度	—	
参 考 平 成 28 年 度	—	20.0
増 減	—	

##### イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

平成29年度津市駐車場事業会計決算における流動資産相当額は1億4,381万円で、一方、流動負債相当額は3,694万8千円で、算入地方債の現在高はないことから、1億686万2千円の剩余额が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剩余额の状況を示すと表2のとおりとなる。

表2 資金の剩余额の状況

（単位：千円・%）

区 分	金 額 等
流動資産相当額 (A)	(B) - (C) 143,810
流動資産の額 (B)	143,810
控除すべき繰越財源の額 (C)	0
流動負債相当額 (D)	(E) - (F) 36,948
流動負債の額 (E)	69,772
控除すべき未払金等の額 (F)	32,824
算入地方債の現在高 (G)	0
資金の剩余额 (H)	(A) - (D) - (G) 106,862
事業の規模の額 (I)	227,666
資金の剩余额率	(H) ÷ (I) 46.9

(5) 津市農業共済事業会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率（表1参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表1 資金不足比率

（単位：%）

決 算 年 度	資 金 不 足 比 率	経 営 健 全 化 基 準
平 成 2 9 年 度	—	
参 考 平 成 2 8 年 度	—	20.0
考 増 減	—	

イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

なお、当事業会計は平成29年度末をもって廃止したため、平成29年度津市農業共済事業会計決算における流動資産相当額及び流動負債相当額、算入地方債の現在高のいずれもないことから、剰余金も生じておらず、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表2のとおりとなる。

表2 資金の剰余額の状況

（単位：千円・%）

区 分	金 額 等
流動資産相当額 (A)	(B) - (C) 0
流動資産の額 (B)	0
控除すべき繰越財源の額 (C)	0
流動負債相当額 (D)	(E) - (F) 0
流動負債の額 (E)	0
控除すべき未払金等の額 (F)	0
算入地方債の現在高 (G)	0
資金の剰余額 (H)	(A) - (D) - (G) 0
事業の規模の額 (I)	223,157
資金の剰余率	(H) ÷ (I) —

## (6) 津市モーターボート競走事業会計に係る資金不足比率

### ア 審査の結果

資金不足比率（表1参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表1 資金不足比率

（単位：%）

決 算 年 度	資 金 不 足 比 率	経 営 健 全 化 基 準
平 成 29 年 度	—	
参 考 平 成 28 年 度	—	0.0
増 減	—	

### イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

平成29年度津市モーターボート競走事業会計決算における流動資産相当額は23億2,237万9千円で、一方、流動負債相当額は7億8,753万1千円で、算入地方債の現在高はないことから、15億3,484万8千円の剩余额が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剩余额の状況を示すと表2のとおりとなる。

表2 資金の剩余额の状況

（単位：千円・%）

区 分	金 額 等
流動資産相当額 (A) (B) - (C)	2,322,379
流動資産の額 (B)	2,322,379
控除すべき繰越財源の額 (C)	0
流動負債相当額 (D) (E) - (F)	787,531
流動負債の額 (E)	1,010,202
控除すべき未払金等の額 (F)	222,671
算入地方債の現在高 (G)	0
資金の剩余额 (H) (A) - (D) - (G)	1,534,848
事業の規模の額 (I)	33,285,356
資金の剩余额率 (H) ÷ (I)	4.61

(7) 津市営浄化槽事業特別会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率（表1参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表1 資金不足比率

(単位: %)

決 算 年 度	資 金 不 足 比 率	經 営 健 全 化 基 準
平 成 2 9 年 度	—	
参 考 平 成 2 8 年 度	—	20.0
考 増 減	—	

イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

平成29年度津市営浄化槽事業特別会計決算における歳入相当額は3億2,884万2千円で、一方、歳出額は3億2,884万1千円で、算入地方債の現在高はないことから、1千円の剩余额が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剩余额の状況を示すと表2のとおりとなる。

表2 資金の剩余额の状況

(単位: 千円・%)

区 分	金額等
歳入相当額 (A) (B) - (C)	328,842
歳入額 (B)	328,842
控除すべき繰越財源の額 (C)	0
歳出額 (D)	328,841
算入地方債の現在高 (E)	0
資金の剩余额 (F) (A) - (D) - (E)	1
事業の規模の額 (G)	59,997
資金の剩余额率 (F) ÷ (G)	0.00

~

(8) 津市農業集落排水事業特別会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率（表1参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表1 資金不足比率

(単位: %)

決 算 年 度	資 金 不 足 比 率	經 営 健 全 化 基 準
平 成 29 年 度	—	20.0
参 考 平 成 28 年 度	—	
增 減	—	

イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

平成29年度津市農業集落排水事業特別会計決算における歳入相当額は5億5,026万8千円で、一方、歳出額は5億5,026万7千円で、算入地方債の現在高はないことから、1千円の剩余额が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剩余额の状況を示すと表2のとおりとなる。

表2 資金の剩余额の状況

(単位: 千円・%)

区 分	金 額 等
歳入相当額 (A) (B) - (C)	550,268
歳入額 (B)	550,268
控除すべき繰越財源の額 (C)	0
歳出額 (D)	550,267
算入地方債の現在高 (E)	0
資金の剩余额 (F) (A) - (D) - (E)	1
事業の規模の額 (G)	127,401
資金の剩余额率 (F) ÷ (G)	0.00



